

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和2年3月3日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をさせていただきます。

まずは、1番、原子力規制委員会。

(1) 第68回原子力規制委員会、議題は8つございます。

1つ目ですが、こちらは「『緊急事態応急対策等拠点施設の指定』に係る意見聴取への回答について」。こちらは、内閣府がオフサイトセンターを指定するに当たっては、原子力災害特別措置法に基づいて原子力規制委員会と地方公共団体に意見を聴取することとされています。今回、女川のオフサイトセンターが新設されたことから、その指定に関して内閣府より意見照会があり、その回答について委員会に諮るものです。

議題の2つ目です。「政策評価基本計画等について（案）」、こちらは行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づきまして、原子力規制委員会は政策評価基本計画等を策定する必要がございます。そこで、その案を報告し、決定について委員会に諮るものです。

議題の3つ目です。「原子力規制委員会の取組（3.11報告）の公表について（案）」、こちらは毎年3月11日に公表している原子力規制委員会の取組、いわゆる3.11報告の案を報告し、その決定について委員会に諮るものです。

続きまして、議題の4つ目です。「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2020年3月版）（案）について（第4回）」、こちらは福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップに関しまして、2月26日の原子力規制委員会で議論された際の委員の意見等を踏まえた改訂案を報告し、その決定について委員会に諮るものです。

続きまして、議題5です。「新たな検査制度（原子力規制検査）で用いる安全重要度評価等に関するガイドについて（案）」、こちらは昨年12月18日の原子力規制委員会におきまして、新検査制度で使う各種ガイドのうち、判断基準を含むものにつきましては、委員会に報告し、了承を得ることとされました。そこで、今回、判断基準を含むガイド案を報告し、その了承について委員会に諮るものです。

続きまして、議題6「原子力規制検査で用いる事業者の確率論的リスク評価（PRA）モデルの適切性確認について（案）」、こちらは、新検査制度では事業者が開発するPRAモデルを活用する仕組みになっております。そこで、各事業者が開発したPRAモデルが適切なものかを確認するためのガイド案を作成しましたので、これを報告し、その了承について委員会に諮ります。また、先行して開発された事業者のPRAモデルの適切性を確認した結果についても、委員会に報告するものです。

続きまして、議題7です。「『中央構造線断層帯（金剛山地東縁一由布院）の長期評価（第二版）』の知見に関する技術情報検討会の検討結果等について」、こちらは2月26日の原子力規制委員会におきまして、委員会より、中央構造線断層帯の長期評価（第二版）に関する技術検討会での検討結果について報告するよう指示がございました。そこで、これを報告するとともに、現在進められている伊方原子力発電所3号機の使用済燃料乾式貯蔵施設の審査における長期評価（第二版）の取扱いについても報告をするものです。

最後です。議題の8つ目です。「『震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム』の検討結果を受けた事業者からの意見聴取結果及びこれを踏まえた基準の改訂方針について」、こちらは昨年9月11日の原子力規制委員会におきまして「震源を特定せず策定する地震動」の標準応答スペクトルの規制への取り入れに関し、まず、経過措置に関して事業者の意見聴取をした上で、基準等の改正案を委員会に諮ることとされました。これを受けまして、昨年10月18日と12月24日に事業者からの意見聴取を実施しました。その結果を報告するとともに、今後の取組の方針について、委員会で議論をしていただくものです。

続きまして、2番の審査会合です。

まず、3月3日火曜日、本日ですが、午前中、前回の定例ブリーフィングでは、第342回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合が10時から予定されている旨、申し上げましたが、事業者の準備が整わなかったため、3月9日月曜日に変更となっております。詳しくは後ほどまた御説明いたします。

1枚おめくりください。2ページ目です。真ん中にございます。

3月5日木曜日、（4）第843回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらは大きく2つ議題が分かれております。

まず、1つ目です。中国電力・島根原子力発電所2号機の設置変更許可に関しまして、緊急時対策所の設計変更に関する概要説明を受けるとともに、平成27年当時の会合でのコメント回答を受けるものです。

もう一つですが、こちらは関西電力・大飯発電所3号機と4号機、あと、高浜発電所3号機、4号機の工事計画認可に関しまして、高エネルギーアーク損傷対策についての昨年11月29日の認可申請について、概要説明を受けるものです。

続きまして、1枚おめくりください。3ページ目です。

真ん中から下ぐらいにございます。3月9日月曜日、(10)第342回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合、こちらが本日午前中から移動してきたものです。議題は大きく2つございます。

1つ目は、前回のブリーフィングで御説明したとおり、日本原燃・MOX燃料加工施設のまとめ資料の確認を行うものです。

もう一つは、こちらは新たに追加されたものです。日本原燃・廃棄物管理施設のまとめ資料の確認を行うものです。

最後、3.その他となります。

(1) 原子力規制委員会委員長による訓示、こちらは3月11日水曜日11時半から、ここ記者会見室で予定しております。

こちらは例年行っている職員訓示ではございますが、新型コロナウイルス感染症対策等の観点から、インターネット配信を職員が自室で視聴する方式で行うものでございます。また、今後の展開によって予定等は変わるかもしれませんが、現時点ではこれで予定しているところです。

私からは以上となります。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。タケウチさん。

○記者 共同通信のタケウチです。

明日の定例会の議題の一番最後の「震源を特定せず」で確認をさせていただきたいのですが、基準の改正方針となっていますが、これは基準の改正の具体的な案が出てくると考えてよろしいでしょうか。

○児嶋総務課長 こちらは改正案のイメージと言っておりますけれども、改正案に近いものを出しまして、それを基に、いろいろな論点がありますので、御議論をいただくということです。

○記者 前の資料だと、いずれ改正するのはたしかガイドだったのですが、そのガイドの具体的な文言だとかというのが出てくるわけではなくて、その一歩手前にあるようなものなのでしょうか。

○児嶋総務課長 今回出てくるのは解釈のほうです。基準の解釈の改正イメージ、あと、ガイドの改正イメージもそれぞれ示されます。一応、新旧対照表形式になっているので、改正案には近いのですが、まだ議論を踏まえた上で大きく変わるという意味で「改正案のイメージ」と表現しています。

○記者 ということは、たしか意見公募をやるというような話だったと思うのですが、意見公募も、まだ明日の段階では、決定次第ですけれども、意見公募をしようと思ったら、

またさらにもう一回委員会で議論してもらおうとか、そういうイメージなのでしょうか。

○児嶋総務課長 そのとおりです。まだまだ議論が続くと思っております、その御議論で方針等が決まった上で、もう一度改正案というのを新たに諮って、その上で意見公募を行うことになると思います。

○記者 分かりました。

あと、議題7の中央構造線の話なのですが、これは検討状況を報告するという事で、何かこの場で決めるような、そういうことになるのでしょうか。

○児嶋総務課長 いえ、違います。元々検討結果、技術情報検討会でどのように検討がなされたかを改めて報告するよというよな話がありました。その当時の話ももう一回確認しつつ、検討の内容を確認かたがた報告するものです。だから、何かが決まるというものではございません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—